第八十三条の四第二号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二の三第二項中「（平成三十年法律第四十九号）」を削る。

第八十七条の三第一項第二号中「六十万円」を「八十万円」に改め、同項第三号中「四十万円」を「五十万円」に改め、同項第四号中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第八十七条の六第十一項中「並びに第七十四条の七」を「、第七十四条の八」に改め、「、第七十四条の七」を削る。

第八十八条の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「一万二千円」を「一万二千五百円」に改める。

第八十八条の七第九項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「、第七十四条の十二第三項」及び「、同法第七十四条の十二第三項中「揮発油の」とあるのは「物品の」と」を削る。

第八十八条の八第一項中「平成二十二年四月一日」を「平成四十六年四月一日」に、「四万八千六百円」を「四万八千三百円」に、「五千二百円」を「五千五百円」に改め、同条第二項中「二百八十七分の四十四」を「二百八十七分の四十七」に、「五百三十八分の五十二」を「五百三十八分の五十五」に、「二百八十七分の二百四十三」を「二百八十七分の二百四十」に、「五百三十八分の四百八十六」を「五百三十八分の四百八十三」に改める。

第八十九条第十一項、第十二項及び第二十二項中「二百八十七分の四十四」を「二百八十七分の四十七」に、「二百八十七分の二百四十三」を「二百八十七分の二百四十」に改める。

第八十九条の二第十項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「、第七十四条の十二第三項」、「第七十四条の七」、「及び第七十四条の十二第三項」及び「、同法第七十四条の十二第三項中「揮発油の」とあるのは「特定石油化学製品の」と」を削る。

第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「、第七十四条の十二第三項」及び「第七十四条の七」を削る。

第九十条の三の三第二項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「、第七十四条の十二第五項」、「第七十四条の七」及び「、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石炭」と」を削る。

第九十条の三の四第三項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「、第七十四条の十二第五項」及び「あり、及び同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」と」を削る。

第九十条の四第二項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「、第七十四条の十二第五項」、「第七十四条の七」及び「、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油製品等」と」を削り、同条第四項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「、第七十四条の十二第五項」、「第七十四条の七」及び「、同法第七十四条の十二第五項中「石油石炭税法第二十一条（記帳義務）」とあるのは「第七十四条の五第四号イ」と、「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油等」と」を削る。

第九十条の四の二第二項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「、第七十四条の十二第五項」、「第七十四条の七」及び「、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」と」を削る。

第九十条の五第五項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「、第七十四条の十二第五項」及び「あり、及び同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」と」を削る。

第九十条の六第二項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「、第七十四条の十二第五項」、「及び第七十四条の十二第五項」及び「、同法第七十四条の十二第五項中「石油石炭税法第二十一条（記帳義務）」とあるのは「第七十四条の五第四号イ」と、「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と」を削り、同条第四項中「第七十四条の八」に改め、「、第七十四条の十二第五項」及び「あり、及び同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「非製品ガスの製造」と」を削る。

第九十条の六の二第一項中「若しくは久米島」を「、久米島若しくは下地島」に改める。

第九十条の九第一項中「又は久米島」を「、久米島又は下地島」に改める。

第九十条の十二第一項中「平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日まで」を「平成三十一年五月一日から平成三十三年四月三十日まで」に改め、同項第四号イ⑵及び第五号ロ中「平成三十年四月三十日までの間は、百分の百三十」を削り、同条第二項中「平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日まで」を「平成三十一年五月一日から平成三十三年四月三十日まで」に改め、同項第一号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日まで」を「平成三十一年五月一日から平成三十三年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ⑵及び第二号ロ中「百分の百十」を「百分の百二十」に改め、同条第四項中「平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日まで」を「平成三十一年五月一日から平成三十三年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ⑵中「（平成三十年四月三十日までの間は、平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上）」を削り、同号ハ及びニ並びに同項第三号を削り、同条第五項中「第一項の」を「第一項（第一号から第三号まで、第四号イ、第五号及び第六号イに係る部分に限る。）の」に、「次の各号」を「同項第四号イ又は第五号」に、「当該各号に定める」を「エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十を乗じて得た数値以上である」に改め、同項各号を削る。

第九十条の十三中「平成二十四年五月一日」を「平成三十一年四月一日」に改め、同条第一号中「自動車の」を「自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車の」に改める。

第九十一条の三第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第九十三条第五項中「第七十条の六の七第十六項」の下に「、第七十条の六の八第二十五項、第七十条の六の十第二十六項」を加える。

第九十七条の二を削る。

第九十八条の表の都道府県の項中「第七十条の六の六第二十項」の下に「、第七十条の六の八第二十七項、第七十条の六の十第二十八項」を加える。